

お支払い事例

補償区分	事故内容	支払い保険金額	自己負担
火 災	隣の家が火事になり、消防車の水でカーテンと絨毯が傷んだ。	55,000円	なし
	隣の家が火事になり、その煙のにおいが部屋にあった洋服に付着し、クリーニングに出した。	32,000円	なし
落 雷	落雷により、パソコン本体が壊れた。	68,900円	なし
	落雷により、FAX付電話が壊れた。	26,618円	なし
盗 難	自宅に泥棒が入り、現金、宝石が盗まれた。	838,923円	なし
	自宅に泥棒が入り、現金が盗まれた。	64,000円	なし
破 損	室内の外国製のオーディオを誤って落としてしまった。	475,000円	10,000円
	引越し中にデスクトップのパソコンを倒してしまい、画面が映らなくなった。	344,800円	10,000円
	室内の家具を動かした際にテレビの画面を傷つけてしまった。	111,655円	10,000円
	コタツの上においてあったデジカメにお茶をこぼしてしまい、壊れてしまった。	25,000円	10,000円
	スキー中に転倒し、スキーブーツの止め具が壊れた。	34,000円	10,000円
持ち出し 家 財	マンションの階段で転倒した際、腕時計とカメラを壊した。	300,669円	10,000円
	ゴルフ練習場で練習中にゴルフクラブを折ってしまった。	29,000円	10,000円
	スキー中に転倒して、デジタルカメラが壊れてしまった。	12,000円	10,000円
個人賠償 責 任	子供が信号待ちしていた車に、自転車で追突してしまった。	284,865円	なし
	アパートの駐車場で子供が自転車の練習中に駐車中の車に接触してしまった。	93,540円	なし
	子供が学校内の大時計にボールをぶつけてしまい壊してしまった。	36,750円	なし
類 焼	子供が遊びで石を投げた際に神社のガラスを割ってしまった。	10,080円	なし
	自分の家からタバコの火の不始末で、隣の家が類焼してしまった。	2,370,000円	なし
地 震	地震で自宅内の家具、電化製品が転倒等で破損した。	447,000円	なし

※これは概要を説明したものです。詳細につきましてはガステックサービスまでお問い合わせください。

*「ほ〜むジャパン」は、損保ジャパンの火災保険「個人用火災総合保険」のペットネームです。
*このリーフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店にお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず「ほ〜むジャパン・パンフレット」または「ご契約のしおり」をご覧ください。

【取扱代理店】

ガステックサービス株式会社

〒440-8532 愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地サウラタワー TEL (0532) 51-1177 FAX (0532) 51-1178
ホームページアドレス <http://www.gastecservice.co.jp>

sala サラガス磐田株式会社

〒438-0086 静岡県磐田市見付2966-3 TEL (0538) 35-4551 FAX (0538) 37-6322
ホームページアドレス <http://www.sala-iwata.com>

【取扱代理店】

sala サラフィナンシャルサービス株式会社

〒441-8028 愛知県豊橋市立花町57番地 TEL (0532) 34-7677 FAX (0532) 34-7678
ホームページアドレス <http://www.sala-fs.co.jp>

【引受保険会社】

株式会社 損害保険ジャパン

愛知東支店 豊橋総合支社市場開拓グループ
〒441-8021 愛知県豊橋市白河町8番地 TEL (0532) 33-5532 FAX (0532) 33-5911
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先

(2009年12月18日作成 SJO9-06257)

生活にフラインクオリティ

sala

住まいのお守り

ほ〜むジャパン

テックマン 住まいの保険



家財の補償・ご近所への補償、ついてますか？大丈夫ですか？
「テックマン住まいの保険」で安心できる補償を見つけましょう。

家財編

建物の保険についても
ご相談ください。


これだけの補償がついてなんと！
月々
850円
からの保険料



ガステックサービス株式会社

家財の補償・ご近所への補償ついてはありますか？大丈夫ですか？

「損害保険金」補償内容

 <p>火災</p> <p>火災で家財が焼失した</p>	 <p>落雷</p> <p>落雷でテレビ、冷蔵庫等が壊れた</p>	 <p>破裂・爆発</p> <p>ガス漏れによる爆発で食器が割れた</p>	 <p>風災、雹災、雪災</p> <p>台風で屋根が破損し、ベッドが使用不能になった</p>	 <p>水災</p> <p>床上浸水し、じゅうたん等が使用不能となった</p>
 <p>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突</p> <p>他人の車が飛び込み、その震動で花びんが割れた</p>	 <p>漏水などによる水濡れ</p> <p>排水管の継ぎ目が壊れて汚水があふれ、洗濯物が汚損した</p>	 <p>騒擾・集団行動等に伴う暴力行為</p> <p>騒擾での投石により、家財が破損した</p>	 <p>盗難による盗取・損傷・汚損</p> <p>泥棒に入られてパソコン、現金等が盗まれた</p>	 <p>不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) 〈自己負担額1万円〉</p> <p>過って液晶テレビに物が当たり破損した</p>

日常生活での賠償責任が心配な方へ

個人賠償責任特約

国内外問わず、ご本人かご家族が他人の物を破壊したり、ケガをさせた場合の損害賠償責任を補償します。



店で...

商品を落として壊してしまいました。



野球で...

ファールボールが車にあたりフロントガラスが割れた。

飼い犬が...

他人にかみついて治療費を請求された。



マンションで...

水漏れし、下の階の住人に被害を与えた。



自転車が...

止まっている車にぶつかり損害賠償を求められた。

ご近所付き合いを円滑にするために

類焼損害特約


あなたのお住まいからの失火が原因で、お隣の住宅や家財が焼失してしまった場合や、お隣の方がケガをしてしまった場合に補償します。



類焼損害

お隣の住宅・家財の滅失、き損、汚損

支払い限度額 **1億円**





持ち出した家財の損害などが心配な方へ

携行品損害特約 (自己負担額1万円)

国内外問わず、外出時に持ち出した家財や、外出時に購入し自宅に持ち帰る間の家財に破損、盗難等の偶然な事故が生じた場合の損害を補償します。


旅行で...

旅行中にカメラ、腕時計等を過って壊してしまいました。(自己負担額1万円)



買い物で...

デパートで買ったばかりのバック等や現金をひったかれた。(自己負担額1万円)



ゴルフで...

過ってゴルフクラブを折ってしまった。(自己負担額1万円)



釣りで...

釣りに行く途中、釣り竿を折ってしまった。(自己負担額1万円)

テニスで...

テニスラケットを地面にうちつけ壊してしまった。(自己負担額1万円)

野球で...

試合中バットが折れてしまった。(自己負担額1万円)



地震保険

地震等による損害を補償します。



地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする家財の損害割合に応じて地震保険金額の5%、50%、100%をお支払いします(時価払い)

保険金のお支払い

万が一の事故の際には、保険金額を限度に新品価格(再調達価額)をお支払いします。

家財とは？

家具、什器、衣服等の生活に通常必要と思われる動産(例:ガスコンロ、テレビ、パソコン、カメラ、冷蔵庫、食器類、タンス、衣類等)
※1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品、骨董品等はご申告ください。
※建物に固定されているサッシ、ドア、湯沸器等は家財の対象外になります。

賃貸マンション・アパート・借家にお住まいの方は

火災等の事故時の大家さんへの賠償責任を補償します(借家人賠償責任補償)

【借家人賠償責任補償】

借りている戸室が火災等の事故により損壊した場合、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償金をお支払いします。(自己負担額はありませぬ。)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

修理費用補償

借りている戸室が火災等の損害を受け、大家さんとの賃貸借契約に基づいて負担した修理費用を補償します。(自己負担額はありませぬ。)※ご契約いただく内容により、補償の有無、保険金額が異なります。

「テックマン住まいの保険」にご契約いただく

無料で使えます

24時間駆けつけます！ 水・かぎレスキュー隊

身近なトラブルの中でも特に緊急性の高い、「水まわり」と「かぎ」のSOSを無料でサポートします！

該当トラブル発生の際は、ご契約後に送付させるとりせつ(取扱説明書)記載の専用デスクへ事前にご連絡ください。

▲サービスご利用にあたっての注意事項

- (注1) 無料サービスの対象となる応急修理とは、特殊作業を必要としない30分程度の一時的な応急修理をいい、費用は無料です。交換部品代および30分程度の応急修理を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- (注2) サービスの対象は、保険の対象の家財を収容する建物のうち、被保険者が占有する部分にかぎります。
- (注3) トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- (注4) トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- (注5) 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の解錠は、対象外となります。
- (注6) このサービスは、平成21年9月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

たとえばこんなとき！

水のまわりのトラブル・駆けつけサービス

◎トイレのつまりの除去



◎給排水管などのつまりの除去



◎給排水管などの水漏れ応急修理



給排水管やトイレのつまり、故障による水のあふれなどが生じた場合に専門業者を手配し、直接応急修理を行います。

かぎのトラブル・駆けつけサービス

◎玄関のかぎをなくしてしまった。



◎かぎが回らなくて開かない。

外出時にかぎを紛失し、家に入れられない場合などに専門業者を手配し、直接かぎ開けを行います。

家財を保険の対象とした場合のご注意

お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されませぬ。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

建物の保険も取扱っておりますので、ぜひご相談ください！

